

平成27年 5 月26日（火）

津島市健康福祉部保険年金課（服部、鈴木）

電話番号 0567-24-1111（内線2123）

## ＜議案名＞議案45号 津島市小児慢性特定疾病児童等医療費支給条例 の制定について

### 1 制定内容

(1) 受給資格者

国の小児慢性特定疾病に係る医療費助成制度の対象者と同等とする。

(2) 医療費の支給の範囲

国の小児慢性特定疾病に係る医療費助成制度における自己負担のほか、小児慢性特定疾病以外の疾病や負傷による診療を含む医療費全般に係る自己負担相当額

(3) 医療費の支給の方法

保護者からの申請に基づき支給する償還払いの方法による。

(4) 施行期日

平成 27 年 8 月 1 日

### 2 制定理由

治療が長期にわたる小児慢性特定疾病を患う児童等の医療費について、保護者の負担の軽減を図るため、市が医療費を支給するに当たり、受給資格者の要件、支給の範囲その他の規定を整備する必要があるため。

### 3 参考事項

(1) 関連補正予算（案）

小児慢性特定疾病医療扶助費 2,078千円

(2) 議案 51 号 津島市こどもの難病援護に関する条例の廃止について

津島市小児慢性特定疾病児童等医療費支給条例の制定に伴い、難病のこども医療費については、自己負担額が生じなくなるため廃止する。